第十条の十第一項第二号中「次条第二項」の下に「第一号及び第十条の十二」を加え、同条第二項中「同条第二項第一号に規定する承諾日」を「承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第十条の十二において同じ。）」に改める。

第十条の十一第一項中「対象契約をいう。次項」の下に「及び第十条の十二の二」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

第十条の十二を次のように改める。

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間）

第十条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第十条の十二の二　準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定貯金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

第十条の十四第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第十条の十六第二項第三号及び第十条の十六の二」を加える。

第十条の十五第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第十条の十六の二」に改め、同条第二項中「第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の」を「第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の」に改め、「準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する」を削る。

第十条の十六第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次項」の下に「及び第十条の十六の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

第十条の十六の次に次の二条を加える。

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間）

第十条の十六の二　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第六項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第十条の十六の三　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定貯金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

第十条の十七第三号ニ(1)中「第十条の二十九」を「第十条の三十」に改める。

第十条の二十四第一項第一号中「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改め、同項第三号ロ中「第十条の二十九第二号ハ」を「第十条の三十第二号ハ」に改める。

第十条の二十六第一項第十七号中「限る。以下」の下に「この号及び第五十七条の三十一の十一第一項第十七号において」を加え、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第十一条第一項第四号ヌ及び第五十七条の三十一の十一第一項第十八号において同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十一条の三の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第十一条第一項第四号ヌ(1)及び第五十七条の三十一の十一第一項第十八号において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十一条の三の二第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。）及び紛争解決措置（同条第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。）の内容

第十条の三十を第十条の三十一とする。

第十条の二十九中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第十条の三十とし、第十条の二十八の次に次の一条を加える。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第十条の二十九　準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条及び第五十七条の三十一の十六において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界